

(2)－1 学校施設の保有量

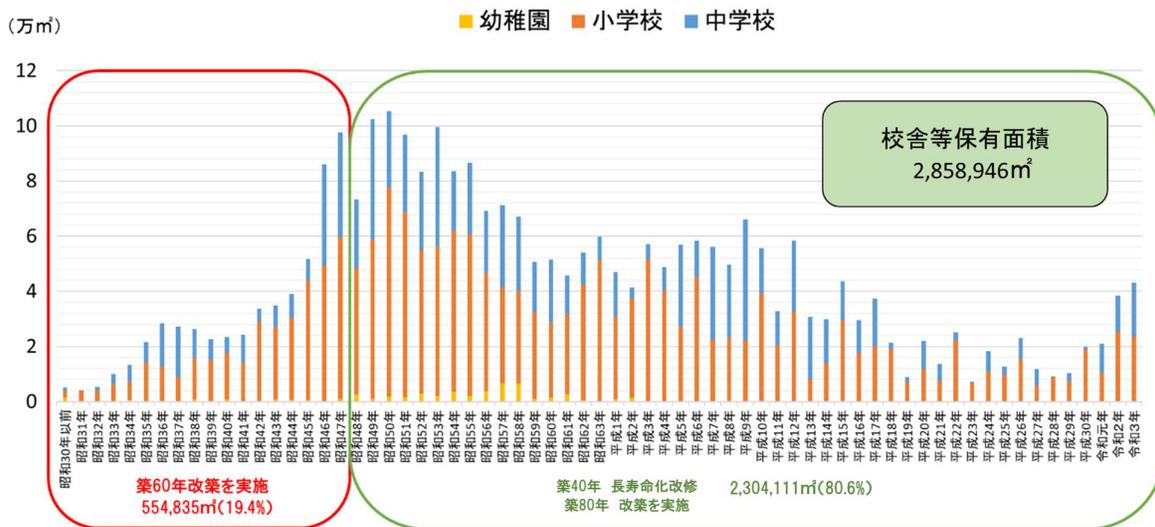
本市が設置する学校園は、令和3年4月1日時点で、小学校290校、中学校131校、幼稚園52園、総延床面積は2,858,946㎡となっています。

また、建築年度別の整備状況について、以下にグラフで示します。

学校施設の保有量				
	幼稚園	小学校	中学校	合計
校園数	52	290	131	473
棟数 (棟)	115	3,692	2,046	5,853
延床面積 (㎡)	49,314	1,807,901	1,001,731	2,858,946

(令和3年4月1日時点)

学校施設の築年度別 校舎等保有面積(㎡)



建築年度を目途に検討していきますが、校舎配置や劣化状況等から、長寿命化の対象としない棟も生じます。(詳細は19ページをご参照ください。)

(2)－2老朽化の状況

本市の学校施設においては、築 30 年以上の建物は全体の 66% を占めていますが、5 年後の令和 9 年度には全体の 8 割程度の施設が築 30 年以上となるなど、老朽化が急速に進んでいます。

近年の学校園整備においては、耐震化を優先した結果、耐震性の確保は図れた反面、限られた財源の中で建替え速度が鈍化し、建物の老朽化校舎の割合が増加しています。また、建物の構造体のみならず、外壁やトイレの各部位、給排水・ガス・電気等の設備配管等の経年劣化においても同様の状況であることから、老朽化の実態は深刻な状況にあります。

～学校～

トイレの劣化

- ドア部分の破損
- 便器の破損



外壁の劣化

- 外壁の落下



屋上防水の劣化

- 下階の教室等への水漏れ被害
- 水漏れによる天井材の落下



～幼稚園～

- 外壁のひび割れ



- 屋根材劣化（一部剥離）による水漏れ被害

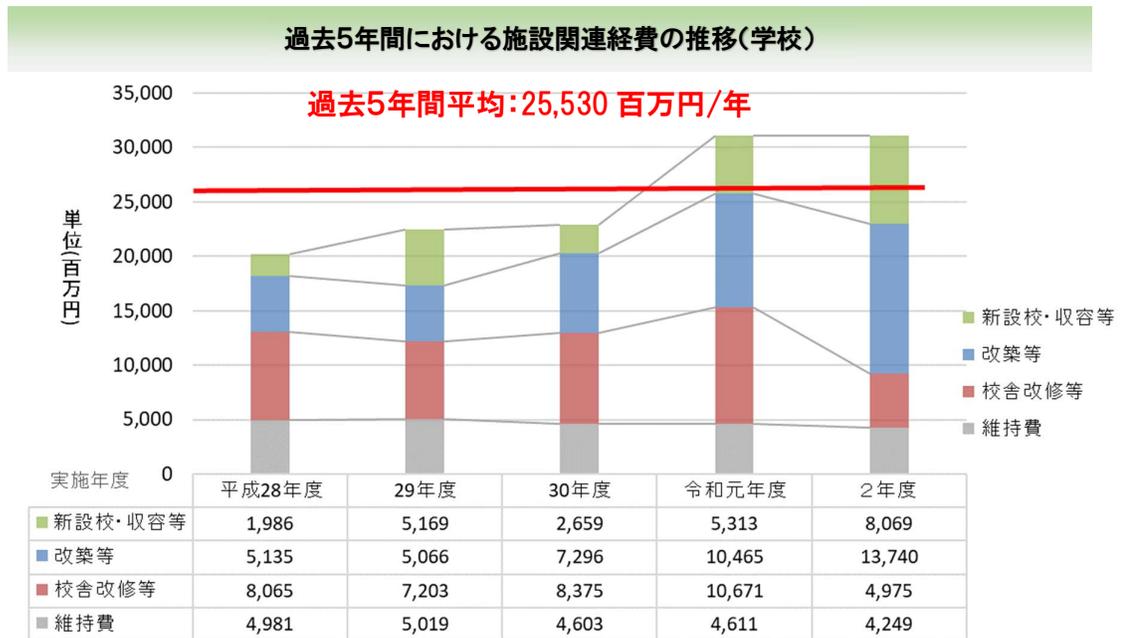


(3)施設関連経費の推移

～学校～

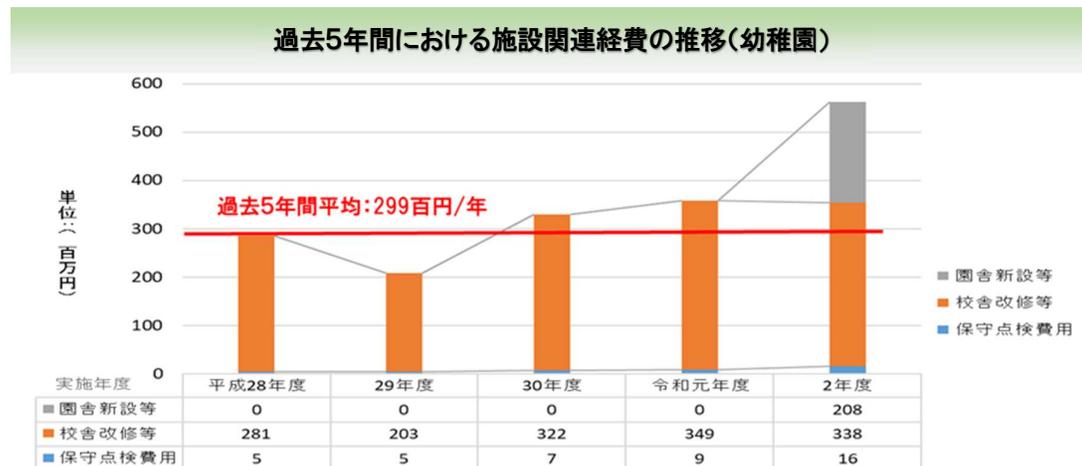
本市における平成28年度から令和2年度の5年間の学校にかかる施設関連経費は、約200億円～300億円であり、1年あたりの平均は約255億円となっています。

項目別では、市内中心区の児童・生徒数の増加による収容対策や既存校舎の改築や補修における事業量が増加傾向にあり、維持費を除く事業費は5年間でおよそ1.8倍に増加しています。



～幼稚園～

本市における平成28年度から令和2年度の5年間の学校にかかる施設関連経費は、年間約2億円～3.5億円を推移していますが、特に改修費用については年々増嵩していく傾向にあります。



2. 学校施設の実態を踏まえた課題

(1) 二極化する児童推移

本市における現在の児童生徒数は、約 30 年前と比較し半数以下となっており、今なお、本市内の多くの地域では児童生徒数が減少しています。

しかしながら、近年、利便性の高い市内中心区に生活拠点を構える都心回帰が生じており、とりわけ市内中心 7 区においてはマンション建設が進んでいます。そのため、子育て世帯の急増に伴う児童生徒数が増加しており、教室数が不足する事態が生じています。校地が狭隘な市内中心地域に人口が流入していることから、校舎の増築以外の対策を含めて検討する必要がありますが、周辺地域の児童数も増加しているため、校区調整等では容易に課題解消することができません。

また、近隣に学校用地に適した土地がなく、運動場に増築せざるを得ない状況になっており、児童生徒一人あたりに対する学校敷地・運動場面積が減少することからも、不足する教室を確保するための校舎の増築は限界であり、抜本的な対策が必要です。

現在の推計では、市内中心区における児童生徒数は今後も増加する見込みとなっており、引き続き増築事業の著しい増加が予想され教育環境の確保が大きな課題となっています。

(2) 老朽化の進行

本市では、昭和 40 年代～50 年代にかけて、多くの学校園施設を建設しており、**建設後 40 年～50 年**を経過しています。また、年々財源が減少する中で、維持・修繕を実施してきたことから、事後保全が常態化してきました。

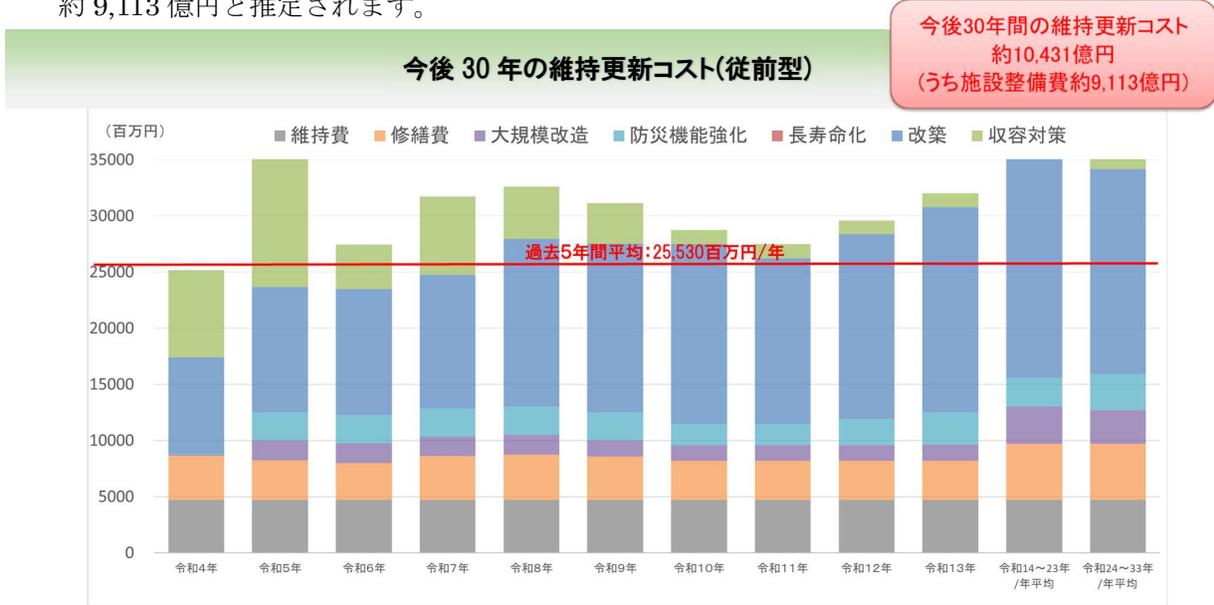
さらに、頻繁に改正される建築基準法に対応するための既存遡及工事も増加し、改築や修繕にかかる費用は増加傾向にあると言えます。

これらを解消するためには、効率的かつ効果的な整備を実行する必要があり、保全・整備状況の把握、新たな整備手法の導入（長寿命化等）、児童・生徒数等の人口動態に応じた施設数の保有、安定的な財源の確保が必要不可欠であると考えています。

(3)施設関連経費の増嵩

～学校～

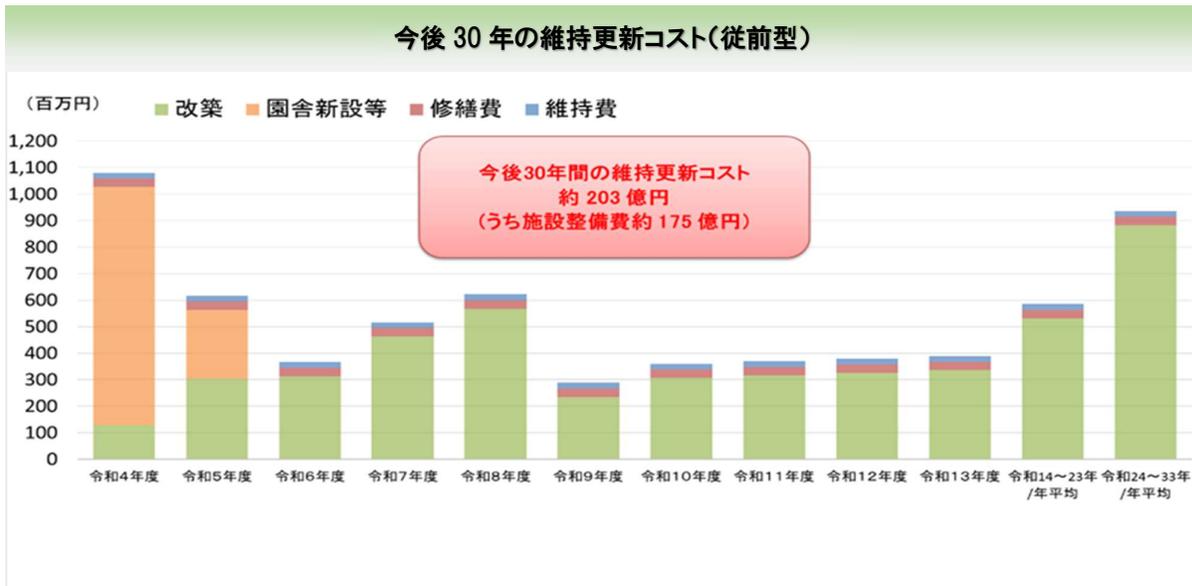
前述の(1)(2)を踏まえた、今後 10 年間に於ける本市学校施設の増改築事業に係る工事費等及び改修工事等の維持管理にかかる経費の将来費用は、以下のとおりとなります。今後も従前型の整備を継続した場合、過去 5 年間に於ける平均/年を大きく超え、中長期的な更新コストは約 9,113 億円と推定されます。



～幼稚園～

前述と同様、幼稚園も建物の老朽化が進行しており事後保全による改修が常態化していることから、以下のように改修費が増大することが予想され、中長期的な更新コストは約 175 億円と推定されます。

また、約 15～25 年後には多くの建物が更新時期(改築)を迎えるため、抜本的な対策が必要となります。



V 学校施設整備の基本的な方針等

安全で良好な教育環境を維持するためには、都心回帰や少子化等の人口動態に応じた施設整備や、地域の実情に沿ったコミュニティツールとしての学校づくりを目指し、計画的整備を推進していく必要があります。

また、喫緊の課題である児童急増対策や、安全性の確保は最優先事項ではありますが、老朽化した施設・設備が一斉に更新時期を迎えることを踏まえた上で、本市の財政状況等も鑑み、経済的な事業計画を立案・実行していくことも必要です。施設の改修や老朽化対策にあたっては、学校の統廃合も視野に入れて計画します。

なお、計画の策定にあたっては、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」の基本的な考え方に則り、施設の複合化・多機能化等による効率的な整備や既存施設の用途転用、空き施設の有効活用など、施設総量の抑制に向けた再編整備の取り組みについても検討します。

次ページより、基本方針および具体的取り組みについて記載します。

1. 適正配置の方針

本市では、市内中心部において人口の都心回帰等によって児童数が急増し、一部の小学校で学級数の適正規模を上回る状況となっている一方、全体としては、長年の少子化傾向に起因する児童数の減少の結果、小学校の小規模化が進行し、学年によっては単学級が生じ、さらに複式学級を有する学校も存在しています。

児童の良好な教育環境の確保や教育活動の充実を図ることを目的に、大阪市立学校活性化条例において小学校の学級数の適正規模を 12 から 24 と定め、適正規模を確保するための取り組みを進めています。

(1) 標準的な規模に満たない小学校の適正化について

小規模校の適正化については、平成 22 年の大阪市学校適正配置審議会の「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」に基づき、区長と連携しながら取り組みを進めてきました。

今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取り組みを進める必要があることから、令和 2 年 4 月に大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定し、これらの条例規則に基づき、学校配置の適正化を推進しています。

学校配置の適正化の方策としては、「統合」の手法により進めることを基本としながら、学校の状況により「通学区域の変更」についても検討することとしています。

◆適正配置対象校の区分

- ① 複式学級を有する小学校
- ② ①の小学校を除き、児童数が 120 名を下回り、今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みがない小学校
- ③ 現在児童数が 120 名以上の状況であるが、今後児童数が 120 名を下回ることが見込まれる小学校
- ④ ①～③の小学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる小学校
- ⑤ 現在 7 学級以上 11 学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる小学校
- ⑥ 現在 11 学級以下であり、今後、7 学級以上 11 学級以下の状況にあると見込まれる小学校

(2) 標準的な規模を超える小学校の適正化について

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校と位置づけており、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に促しています。

手引きによると、過大規模の解消のためには、学校の分離・新設や通学区域の見直し、学校施設の増築、また、学校規模は見直さずに、教頭の複数配置などの学校運営の工夫といった手法が示されています。

本市における大規模校の教育課題への対応としては、学級数に応じて、必要となる音楽室等の特別教室の複数整備、管理職の体制の強化と学校運営上の負担の軽減の観点から、副校長を配置するなどの取組を行っています。

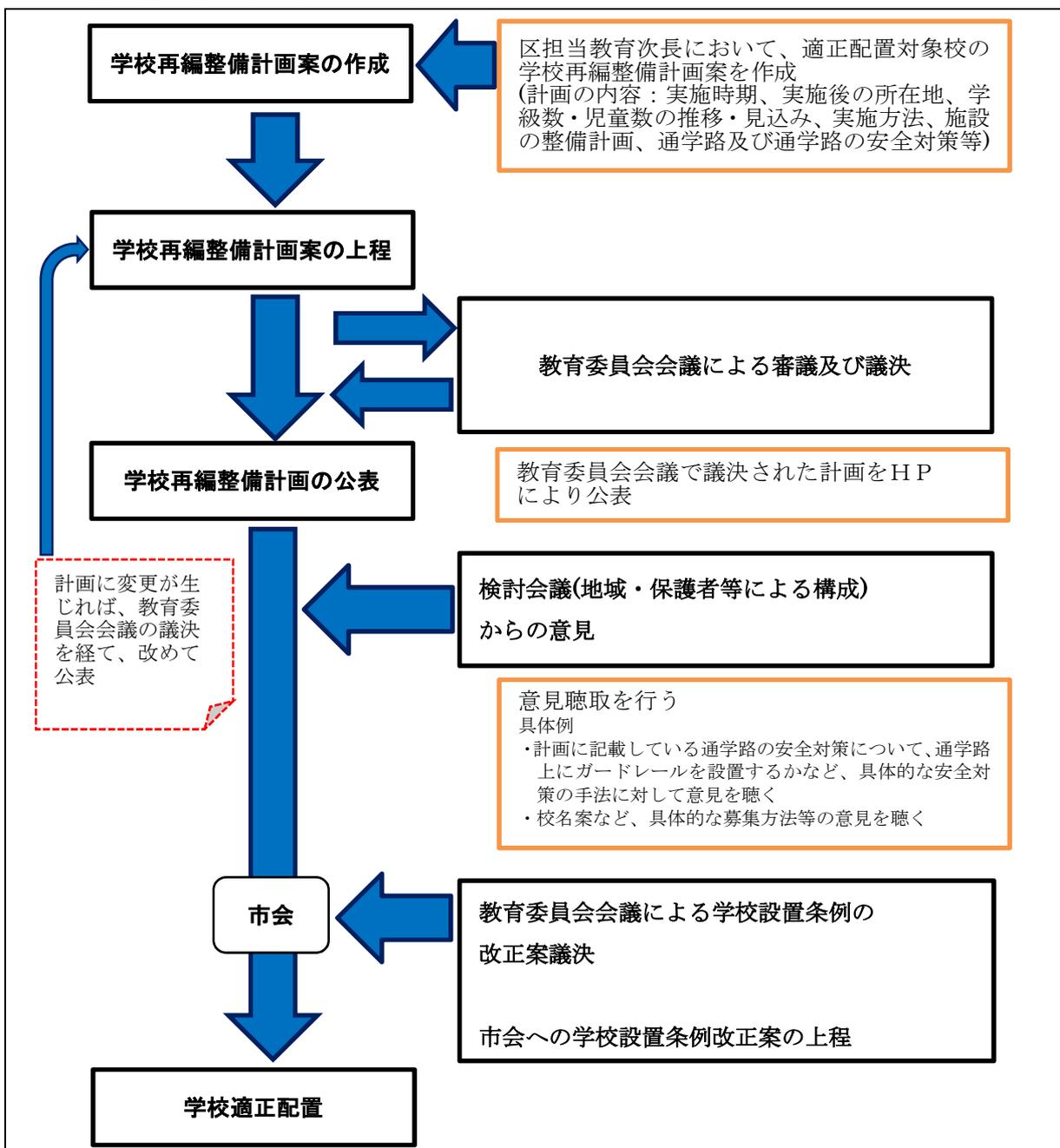
また、31学級以上の過大規模校につきましては、個々における学校の状況や手引きを踏まえながら、学校の分離・新設や通学区域の見直し等を行うこととしています。校区内に都合のよい適当な用地が得られないことがあることや、隣接校の規模も大きく校区調整が困難であるなどの理由により、学校の分離・新設や通学区域の見直しが困難な学校については、校舎改築にあわせて校舎を高層化することにより運動場面積の確保や、学校用地に適した広い用地が確保できる機会を捉えて分離・新設するなど、児童の教育環境確保に向け検討します。

2. 適正配置の推進にかかる具体的取り組み

学校配置の適正化に向けては、条例規則等に基づき、区担当教育次長が学校再編整備計画（以下「計画」という。）案を策定し、教育委員会会議における審議及び議決を経て、計画の公表を行います。

また、保護者等により構成される学校適正配置検討会議を開催し、計画について意見聴取を行いながら進めます。

学校配置の適正化の進め方フロー図



3. 長寿命化の方針

(1) 校舎・園舎・体育館の長寿命化改修

先述したとおり、従前手法では、中長期的な維持・更新コストが大幅に膨れ上がってしまうことが懸念され、学校施設にかかるトータルコストを縮減する必要があります。

本市における校舎は、これまで築 60 年程度で建替えを行ってきましたが、今後は築 40 年頃に躯体の補強や大規模な改造を行う長寿命化改修を実施することで、築 80 年程度まで延命化する手法に転換していきます。幼稚園の園舎についても、同様の長寿命化改修を実施することにより、現存する園舎を可能な限り延命化する手法に転換していきます。

(i) 対象の選定方法

LCC の縮減や財政支出の平準化を図り、今ある施設をできるだけ長く使うことが長寿命化改修の主目的であることを踏まえ、以下の①～④の選定要件を満たした園舎・校舎に対し、長寿命化改修を実施します。ただし、原則 100 m²未満の棟は対象外とし、学校校舎については適正配置の状況も加味して検討してまいります。

構造体の老朽化が著しく進行している園舎・校舎においては、長寿命化改修を実施したとしても、建物の延命化を図ることが難しく、安全・安心・良好な教育環境の提供が困難であることから、校舎については従前通り建築後 60 年程度で改築を実施します。園舎については、民営化を進めていくこととしています。

長寿命化対象の選定要件

①鉄筋コンクリート造である
② ^{※1} 昭和48年以降に建設され、築40年以上経過している
③昭和47年以前の古い建物と剛接合されておらず、建物の配置等に問題がない
④ ^{※2} 耐力度調査の結果により、築80年頃までの躯体の延命化が可能と判定される

※1：昭和46年に建築基準法施行令の構造規定が改訂されたことを受け、躯体の強度を鑑み、当該改訂後に建設された校舎を対象とします。

※2：①～③の条件を満たしたものに対し、耐力度調査(構造体の健全性調査)を行い、長寿命化可否を判定します。